

(報 告)

令和元年度京都府いじめ調査(2回目)の結果について

いじめ防止対策に関連し、府のいじめ調査結果(2回目)を取りまとめましたので、下記のとおり報告します。

令和2年2月26日

教育長 橋本 幸三

記

1 令和元年度京都府いじめ調査(2回目)の概要

※別紙1のとおり

2 いじめ調査(2回目)の結果(小・中・義務教育学校・府立学校)

※別紙2のとおり

別紙 1

令和元年度いじめ調査の実施について（概要）

1 調査の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権侵害であり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。本調査は、いじめの実態把握を行うことにより、早期発見・早期対応に繋げていくことを目的とする。

2 調査対象

府内の全公立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒（京都市立学校を除く。）

3 調査方法

学校は、全ての児童生徒を対象にいじめのアンケートと個別の聞き取り調査を実施する。

※ アンケートについては、原則として記名式とするが、児童生徒が氏名を書かない選択肢を残すこととする。なお、市町(組合)教育委員会の判断により無記名も可とする。

※ 特別支援学校の児童生徒及び小学校1・2・3年生に対しては、アンケートによらない調査方法も可とする。

※ 長期欠席者等については、家庭訪問等により、きめ細かな状況の把握に努めることとする。その場合、アンケートによらない調査方法も可とする。

4 調査の実施

(1) 1回目及び2回目調査は3の調査方法により、市町(組合)教育委員会が定める期日までに実施する。

(2) 1回目の調査の実施後は、アンケート・面談・日常の観察等、学校の実態に応じて令和2年1月末までに追跡調査を実施する。

(3) 各学校における調査については、学校の実態に応じて適切な時期に実施する。

5 結果の集計

(1) 調査により認知したいじめについて、次の項目で集計する。

認知	児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。 ※「兄弟間のいじわるやけんか、親に叱られた等家族の間で生じたケース」は除く。
解消	国の「いじめの防止等のための基本的な方針」におけるいじめが「解消している」状態に基づいて判断する。 いじめに係る行為が相当の期間止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないもの。(相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。)
未解消	○次の3区分で集計する。 見守り：いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの。(相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。) 要支援：いじめに係る行為は止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。 要指導：いじめに係る行為が止んでおらず、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
重大事態	「いじめ防止対策推進法」第28条第1項に定める事態 ①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。 ②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの。(「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。)

(2) 項目ごとに「件数」を集計する。また、認知及び重大事態の「態様」について集計する。

(3) 集計には、アンケート等で把握したもの他に、教職員が日常的に把握したものも含むものとする。

6 結果の公表

(1) 学校は、調査結果について、スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー、学校運営協議会等の視点を取り入れた検証を行うとともに、学校だより等を活用して保護者に結果を知らせる等、学校、家庭、地域が連携していじめ問題に取り組むよう努める。

(2) この調査の報告結果については、原則公表するものとする。

別紙2

令和元年度いじめ調査(2回目)の結果について(小・中・義務教育学校)

1 アンケートの実施状況

(1) 対象児童生徒数等

(単位:人)

	学校数	在籍者数	調査数	家庭訪問による	未調査者数	前年から連続して未調査者数(内数)
				調査(内数)		
小学校	205	59,954	59,667	54	287	217
中学校	97	29,668	29,420	258	248	159
合計	302	89,622	89,087	312	535	376

(2) アンケート方法

(単位:校)

	小学校		中学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	172	23	79	11
無記名式	10	0	6	1
合計	182	23	85	12

2 認知件数及び解消・未解消件数

(単位:件)

	小学校							中学校						
	認知	解消	未解消			重大事態		認知	解消	未解消			重大事態	
			見守り	要支援	要指導	要支援	要指導			見守り	要支援	要指導	要支援	要指導
府立								5	0	2	2	1	0	0
向日市	598	13	295	75	215	0	0	87	12	59	15	1	0	0
長岡京市	897	14	503	123	257	0	0	73	1	40	14	18	0	0
大山崎町	70	2	67	0	1	0	0	21	0	21	0	0	0	0
宇治市	1,256	31	1,036	128	61	0	0	110	6	65	14	25	0	0
城陽市	834	74	575	87	98	0	0	66	3	28	18	17	0	0
八幡市	615	8	446	63	98	0	0	47	1	27	12	7	0	0
京田辺市	657	54	307	153	143	0	0	20	1	14	1	4	0	0
木津川市	1,159	29	1,035	87	8	0	0	80	6	67	5	2	0	0
久御山町	172	1	117	16	38	0	0	13	11	2	0	0	0	0
井手町	43	0	43	0	0	0	0	7	0	4	3	0	0	0
宇治田原町	11	0	9	0	2	0	0	8	5	2	1	0	0	0
精華町	385	2	292	31	60	0	0	26	1	18	4	3	0	0
相楽東部連合	24	0	18	6	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0
亀岡市	595	9	502	47	37	0	0	72	2	56	13	1	0	0
南丹市	49	10	35	4	0	0	0	14	1	7	6	0	0	0
京丹波町	71	0	44	17	10	0	0	2	0	2	0	0	0	0
綾部市	320	19	165	46	90	0	0	20	3	14	3	0	0	0
福知山市	584	23	340	72	149	0	0	53	3	33	10	7	0	0
舞鶴市	706	0	615	86	5	0	0	119	0	96	23	0	0	0
宮津市	149	0	96	44	9	0	0	32	0	14	10	8	0	0
京丹後市	420	30	286	19	85	0	0	39	0	24	5	10	0	0
伊根町	19	2	16	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
与謝野町	101	2	50	16	33	0	0	10	2	5	3	0	0	0
中学校組合								12	12	0	0	0	0	0
合計	9,735	323	6,892	1,121	1,399	0	0	938	70	602	162	104	0	0

3 いじめの態様

(単位:件/複数回答可)

態様	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
小学校	5,524	1,785	2,640	1,287	278	651	1,247	148	639	14,199
中学校	660	128	160	62	8	53	74	63	57	1,265

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨その他

4 未調査者の状況

(単位:人)

理由	小学校	中学校
保護者、生徒とも居所不明	0	0
保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。	31	69
保護者や児童生徒が調査に応じられる状況にない。	78	83
フリースクール等の学校以外の施設に通所	169	80
病気・入院等により調査ができない。	5	7
その他	4	9
合計	287	248

令和元年度いじめ調査(2回目)の結果について(府立特別支援学校・高等学校)

1 アンケート調査の状況

(1) 対象児童生徒数等 (単位:人)

	在籍者数	調査数	家庭訪問等による調査(内数)	未調査数	
				前回から連続して未調査の数(内数)	
高校	31,745	31,663	31	82	13
特別支援学校	1,628	1,621	12	7	1
合計	33,373	33,284	43	89	14

(2) アンケート方法 (単位:校)

	高校		特別支援学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	47	0	33	5
無記名式	0	0	0	0
合計	47	0	33	5

※特別支援学校については、小、中、高等部の発達段階に応じて、様式がそれぞれ異なる場合があり、11校以上となっている。

2 認知件数及び解消・未解消件数

(単位:件)

	認知	解消	未解消			重大事態		
			見守り	要支援	要指導	見守り	要支援	要指導
高校(全日制)	239	24	128	46	41	0	0	0
高校(定時制)	21	0	12	4	5	0	0	0
高校(通信制)	0	0	0	0	0	0	0	0
高校合計	260	24	140	50	46	0	0	0
特別支援学校	85	8	45	14	18	0	0	0

※上記、重大事態は未解消の内数

3 いじめの態様

(単位:件)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
高校(全日制)	152	24	22	6	3	23	10	31	16	287
高校(定時制)	13	2	0	0	0	0	1	1	9	26
高校(通信制)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高校合計	165	26	22	6	3	23	11	32	25	313
特別支援学校	61	12	18	13	2	5	10	4	4	129

※ いじめの態様については、複数回答可

- ① ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

4 未調査者の状況

(単位:人)

理由	全日制	定時制	通信制	特支学校
保護者、生徒とも居所不明	0	0	—	0
保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。	13	9	—	1
保護者や生徒が調査に応じられる状況にない。	22	5	—	2
フリースクール等の学校以外の施設に通所	1	0	—	0
進路変更(転学・退学)の手続き中である。	11	0	—	—
休学中、または休学の手続き中である。	5	4	—	—
施設に入所中である。	0	0	—	—
留学中である。	3	0	—	—
本人の心身が不安定なため、調査に応じられない。	4	3	—	—
病気・入院等により調査ができない。	1	1	—	0
その他	0	0	—	4
合計	60	22	※	7

※ 通信制はスクーリング受講生徒のみを調査対象としている

<参考>

京都府いじめ調査の結果(令和元年度1回目・2回目)について

1 対象児童生徒数

学校種	令和元年度						平成30年度													
	2回目調査			1回目調査			2回目調査			1回目調査										
	学校数	在籍者数	調査数	未調査者数	学校数	在籍者数	調査数	未調査者数	学校数	在籍者数	調査数	未調査者数								
小学校	205	59,954	59,667	54	287	217	217	287	205	59,915	59,649	31	266	156	207	61,135	60,870	34	265	197
中学校	97	29,668	29,420	258	248	159	159	248	97	29,675	29,453	219	222	88	97	29,932	29,687	213	245	163
高等学校	47	31,745	31,663	31	82	13	13	82	47	32,069	31,965	28	104	5	47	33,012	32,871	49	141	20
特別支援学校	11	1,628	1,621	12	7	1	1	7	11	1,624	1,614	11	10	1	11	1,539	1,536	8	3	1
計	360	122,995	122,371	355	624	390	390	624	360	123,283	122,681	289	602	250	362	125,618	124,964	304	654	381

2 認知・解消件数

学校種	令和元年度						平成30年度																	
	2回目調査			1回目調査			2回目調査			1回目調査														
	認知	解消	未解消	見守り	要支援	要指導	見守り	要支援	要指導	見守り	要支援	要指導	見守り	要支援	要指導	見守り	要支援	要指導	見守り	要支援	要指導	重大事態		
小学校	9,735	323 3.3%	6,892	1,121	1,399	0	0	0	11,086	194 1.7%	8,336	1,176	1,380	0	0	0	0	10,682	461 4.3%	7,181	1,570	1,470	0	0
中学校	938	70 7.5%	602	162	104	0	0	1,170	9 0.8%	793	214	154	0	0	0	0	0	935	77 8.2%	520	194	144	0	0
高等学校	260	24 9.2%	140	50	46	0	0	301	25 8.3%	160	63	53	0	0	0	0	0	270	25 9.3%	136	59	50	0	0
特別支援学校	85	8 9.4%	45	14	18	0	0	133	21 15.8%	54	18	40	0	0	0	0	0	114	41 36.0%	33	13	27	0	0
計	11,018	425 3.86%	7,679	1,347	1,567	0	0	12,690	249 1.96%	9,343	1,471	1,627	1	1	1	1	1	12,001	604 5.03%	7,870	1,836	1,691	0	0

3 調査対象期間

1回目調査…4月から1学期以内の任意の期間

2回目…1回目調査後から1月まで

4 調査結果の集計区分

(1)いじめの認知について

① 認知したいじめを、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」のいじめが解消された状態を基に、次のA～Dの4区分に分類して把握する。

② 認知したいじめの内、重大事態に該当する事象を把握する。

Aー要指導 いじめに係る行為が止んでいない状態

Bー要支援 いじめに係る行為が止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じている状態

Cー見守り いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないが、いじめに係る行為が止んでから相当の期間(少なくとも3ヶ月を目安とする。)が経過していない状態

Dー解消 いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じておらず、いじめに係る行為が止んでから相当の期間(少なくとも3ヶ月を目安とする。)が経過している状態

【いじめが解消している状態】

① いじめに係る行為が止んでいること、いじめが止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

(「いじめが解消している状態」に至った場合でも、日常的に注意深く観察する必要がある。)

(2)追跡調査について

調査で認知したいじめについて、調査実施後3カ月経過後に、面談等による追跡調査を実施し、いじめの解消の状態を確認する。